

役員報酬に関する規程

制定施行 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人三重県栄養士会（以下「本会」という）の定款第 25 条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、主たる勤務場所を本会とし、原則として週 3 日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 3 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等費用をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤役員に対して職務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、通勤に要する交通費として旅費規定に準じ通勤手当を支給する。
- 3 常勤役員の退職においては、退職金の支給はしないものとする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本会の常勤役員の定例報酬月額、別表第 1「常勤役員俸給表」のとおりとする。

- 2 会長は理事会の承認を経て、常勤理事の俸給を決めるものとする。
- 3 非常勤である役員に対しては、会長の命により出席する会議等、職務の執行に要する旅費等を支払うことができるものとする。この額は、別に定める旅費規定に基づくものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人三重県栄養士会の設立の登記の日から施行する。

別表第1

常勤役員俸給表

	勤務日数	標準月額	備考
ア	週 3日	30,000円	時間等により調整する。
イ	週 4日	40,000円	時間等により調整する。
ウ	週 5日	50,000円	時間等により調整する。

